

国民健康保険税のお支払いについて(特別徴収の対象者)

国民健康保険税のお支払いが「年金からのお支払い」と「口座振替」の選択制になります。

国民健康保険税を、口座振替でのお支払いをご希望される方は、

【役場 税務課】の窓口でお手続きください。

毎月10日頃までにお手続きしていただきますと、

2ヵ月後の年金からのお支払いが中止され、

翌月から口座振替によりお支払いいただくこととなります。

お支払いいただく保険税の総額は変わりません。

これまでは、2年間、国民健康保険税の納め忘れがなかった方が口座振替で支払う場合に限って、口座振替とすることができましたが、こうした限定がなくなりました。

期限を過ぎてお申し出いただいた場合は、4ヶ月後の年金から中止させていただくこととなりますので、ご了承ください。

【国民健康保険税特別徴収者決定の流れ】

世帯主である

はい

介護保険料が特別徴収になっている
(年金から天引きされている)

はい

世帯内で国民健康保険に加入している方全員が65歳以上75歳未満である

はい

特別徴収対象の年金受給額が年額18万円以上であり、介護保険料と国民健康保険税を足して受給額の1/2を超えない

はい

国民健康保険税が特別徴収の対象者となります

↓ 『年金からのお支払い』を選択

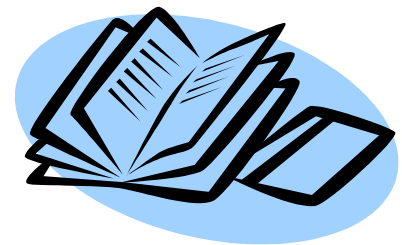
今年度も特別徴収(年金からの天引き)が始まります。

↓ 『口座振替』を選択

手続きをしていただきます。

〈手続きに必要なもの〉

- ・振替口座の預金通帳
- ・通帳のお届け印



お問い合わせ
川南町役場 税務課 賦課係
電話 27 - 8003